

# 和泉市議会委員会条例 逐条解説

令和6年9月18日作成

## (常任委員会の設置)

### 第1条 議会に常任委員会を置く。

【解説】(地方自治法(以下「法」という。)第109条参照)

- 議会は、制度の建前からすると、本会議中心に行われるのが原則ですが、複雑化、専門化した今日の地方行政に係るすべての事件を本会議で審議を尽くすことは、現実的ではなく、また、能率的な運営を期するうえからも、適切ではないと言われています。そこで、議会内部に「下審査機関」として、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会制度の採用が認められています。
- 常任委員会の権能としては、常任委員会は、本会議の下審査のための機関であるから、それ自体、本会議と離れての独立的意思決定機関ではありませんが、委員会が審査・調査を始めたときには「委員会の審査独立の原則」が働くこととなります。
- 常任委員会の調査・審査権として、法第109条第2項に「その部門に属する当該地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。」とあります
- 常任委員会は、所管事務の調査権を有しているため、議会から何の付託も、干渉も受けることなく、自主的、能動的に調査を行うことができます。
- 議会における陳情の審査も、議会の議決により特に付議されない限り、閉会中は審査できないと解されています。

## (常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。

### (1) 総務企画委員会(8名)

- ア 危機管理部の所管に属する事項
- イ 市長公室の所管に属する事項
- ウ 総務部の所管に属する事項
- エ 会計室の所管に属する事項
- オ 市議会の所管に属する事項
- カ 選挙管理委員会の所管に属する事項
- キ 監査委員の所管に属する事項
- ク 公平委員会の所管に属する事項
- ケ 固定資産評価審査委員会の所管に属する事項
- コ 農業委員会の所管に属する事項
- サ 他の委員会の所管に属しない事項

- (2) 都市環境委員会（8名）
  - ア 環境産業部の所管に属する事項
  - イ 都市デザイン部の所管に属する事項
  - ウ 上下水道部の所管に属する事項
  - エ 消防本部の所管に属する事項
- (3) 厚生文教委員会（8名）
  - ア 福祉部の所管に属する事項
  - イ 市民生活部の所管に属する事項
  - ウ 子育て健康部の所管に属する事項
  - エ 教育委員会の所管に属する事項

#### 【解説】

- 各常任委員会の所管事項は、事務の性質も考慮した執行機関の所管単位に分かれています。なお、他の委員会の所管に属さない事項は、総務企画委員会が所管することとなっています。
- 常任委員会の構成としては、執行機関の所管単位の方法で審査しています。予算や決算については、款（総務費・土木費等）の性質別区分で審査しています。

#### （常任委員の任期）

第3条 常任委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 【運用】

- 本市では任期を1年としています。前任の任期と後任の任期が重ならないようにしています。
- 補欠委員については、補欠選挙により当選した議員を常任委員に選任した場合を示すものです。

(議会運営委員会の設置)

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員は、次の各号に掲げる会派ごとに当該各号に定める人数を選任する。

(1) 所属議員が6人以上の会派については、3人

(2) 所属議員が4人又は5人の会派については、2人

(3) 所属議員が2人又は3人の会派については、1人

3 議会運営委員の任期については、前条の規定を準用する。

【解説】

○法第109条第3項でその専管事項として、①議会の運営に関する事項、②会議規則及び委員会条例等に関する事項、③議長の諮問に関する事項が定められており、これを他の委員会では、審査することはできません。

○円滑な議会の運営を期すため、議会運営の万般について、協議し、意見調整を図る場として議会運営委員会を設置しています。

○議会運営委員会で決定又は申合せをした事項に基づき、各会派又は議員の活動の基準が作られたり、規制することになるなど、議会運営委員会は強い調整機能を有しています。

○任期については、常任委員と同じく1年としています。

○会派については、2人以上が会派としてみなします。

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。

【解説】

○任期は選任された当日から起算します。

(特別委員会の設置等)

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

【解説】

○特別委員会は、議会の議決により付議された特定の事件について審査するために設置します。

○特別委員会は、常任委員会が設けられている議会においては、2個以上の常任委員会を通ずる事件又は特に重要な事件であって、特別の構成員により集中的に審査する必要がある場合や、委員外議員の発言の運用ではその目的が達成されない場合などで設置されます。

## 【参考】

### ○過去に設置されていた特別委員会

- ・ 空港問題対策特別委員会…空港に関する諸問題を調査、審査するため  
(平成9年12月11日～平成19年9月28日終了)
- ・ 入札制度及び契約等に関する調査特別委員会  
…入札制度及び契約等に関する諸問題を調査、審査するため  
(平成17年7月15日～平成18年3月1日終了)
- ・ 庁舎整備特別委員会…市役所庁舎整備に関する諸問題を調査、審査するため  
(平成24年10月25日設置～平成28年9月22日改選に伴い終了)  
(平成28年10月31日設置～令和元年9月30日終了)
- ・ 病院問題特別委員会…市立病院に関する諸問題を調査、審査するため  
(平成24年10月25日設置～平成25年9月30日終了)

#### (委員の選任)

- 第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）の選任は、議長の指名による。
- 2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。
  - 3 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。
  - 4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条（常任委員の任期）第2項の例による。

## 【解説】

- 委員の選任については、議長の指名により行います。「選任」とは、ある者がある目的の地位につかせる行為をいい、議員を委員会の委員に任ずる行為であって、任命権者による任命とは異なります。
- 委員の選任は、議長が本会議に諮って行います。常任委員の所属を変更する場合も同様です。

#### (委員長及び副委員長)

- 第8条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
  - 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

## 【解説】

- 委員長は、委員会を招集し、議事を整理し、秩序を保持する権限を有します。
- 互選は、比較的小規模の範囲において、すべての者が均等に選挙権及び被選挙権を有する場合に用いられる選挙方法です。
- 正副委員長の任期は、委員の任期と同じ1年です。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第9条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

【解説】

- 正副委員長がともにないときとは、①一般選挙後新たに委員が選任されたが、正副委員長がいないためこれを互選する場合 ②正副委員長がともに自己の意思で任期中に辞任し、ともに欠けた場合 ③条例に規定した任期を経過して新たな委員が選任された場合です。
- ここでいう「年長の委員」とは、委員会に出席している委員の中の最年長の委員であって、必ずしも当該委員会に所属する委員中の最年長者ではありません。

(委員長の議事整理権・秩序保持権)

第10条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

【解説】

- 法第104条には、議長の権限として、議場の秩序保持権、議事整理権、事務統理権及び議会の代表権が規定されていますが、委員長の場合には、単に、委員会の議事整理権と秩序保持権の規定だけです。委員長に代表権を与えていないのは、委員会は、本会議の内部機関であって、外部に対するすべては、議長の代表権によって行使されるためです。
- 「委員長の議事整理権」には、①委員会を招集する権限、②開議、散会、中止及び休憩を宣告する権限、③事件の審査順序を定める権限、④議事を進行し整理する権限などがあります。
- 「委員長の秩序保持権」には、①秩序を乱す委員の制止、発言の取り消し、②委員の発言禁止、退場命令、③騒然として整理することが困難な場合の散会、中止権、④証人・公述人の発言の制止、退場命令、⑤傍聴人の退場命令等があります。
- 「委員長の秩序保持権の行使」は、委員会の会議中に限られ、委員会の会議が中止、休憩、散会した後には及びません。傍聴人の退場を求めることができる場合は、必ずしも傍聴人が騒ぎ傍聴人によって会議の進行が妨げられる場合に限られるのではなく、委員会の議事整理上必要がある場合等も含まれます。

(委員長の職務代行)

第11条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

【解説】

- 「委員長に事故があるとき」とは、除斥、病気、旅行等なんらかの事由により一時職務を自ら執行できない場合を言います。
- 「委員長が欠けたとき」とは、死亡、辞任、除名、失職等で委員長に欠員を生じたときを言います。
- 法令上「職務を行う」という場合は、代理より広い法律行為及び事実行為も、代わって行うという意味が含まれています。したがって、委任関係ではなく、事由の発生により、副委員長及び年長委員の権限において行うことができます。

(委員長、副委員長の辞任)

第12条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

【解説】

- 委員長及び副委員長が辞任したいときは、委員長の場合は副委員長に、また副委員長の場合は委員長あてに辞表を提出し、委員会の許可があれば辞任することができます。
- 委員会の許可が必要であることから、委員会が開会されているときでなければ許可の効力が発生しません。つまり会期中又は閉会中の継続審査事件のある委員会ならば許可についての決定が可能となります。

(委員の辞任)

第13条 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

【解説】

- 都道府県などでは、委員の辞任は、議会の許可としており、閉会中に辞任することができないことなどから、議長の許可に委ねています。

(招集)

第14条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

【解説】

- 委員会の招集は、委員長の固有の権限です。
- 招集の請求があったときは、委員長は招集手続きを行わなければなりません。招集日時  
の決定は委員長の固有の権限であり拘束されません。

(定足数)

第15条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開く  
ことができない。ただし、第17条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥の  
ため半数に達しないときは、この限りでない。

【解説】

- 委員の定数の半数以上の出席には、委員長を含みます。
- 定足数を欠いた委員会は流会となります。

(表決)

第16条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長  
の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

【解説】

- 「表決」とは、意思決定に個々の議員が参加し、議題等に対して賛成、反対の意思表示をす  
ることを言います。
- 表決の結果、可否同数のときは委員長が裁決権を行使します。

(委員長及び委員の除斥)

第17条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

【解説】

- 「除斥」とは、議会における審議の公正を期すために、審議事件と一定の利害関係を有する議員は、当該事件の審議に参与することができないとする制度のことをいいます。
- 委員長及び委員は、一身上の事件又は従事している業務に直接利害関係がある事件の場合は、①公平な判断が下しにくい、②下してもその証明が困難である、③誤解を招くおそれもあることから、法第117条の除斥規定に準じ除斥します。
- 除斥の該当の有無の認定は、委員長が議事整理権に基づいて行うものです。
- 選挙は議事ではないから除斥の対象ではありません。また、一般質問については除斥に関する規定は適用されません。

【参考】地方自治法

第百十七条 普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

(委員会の公開及び傍聴の取扱)

第18条 委員会は、会議を公開する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

【解説】

- 委員会の傍聴は、傍聴席の物理的な制約等を考慮し、委員長の傍聴許可権を認め、制限公開制をとっています。



(秘密会)

第19条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いずに委員会にはかって決める。

【解説】

- 「秘密会」とは、非公開で行う会議のことを言います。秘密会は、その議事の記録を公表せず、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させることができます。それゆえ、報道関係者も退場させられることとなります。すなわち秘密会は、会議公開の原則の内容となっている傍聴の自由、報道の自由、会議録の公表が原則的に認められない会議です。
- 委員長が傍聴を許可しないために、実質的に秘密会と同じ状態になったとしてもそれは秘密会ではなく、秘密会とするためには本条の規定により、秘密会とする旨の議決をしなければなりません。
- 委員会での議決は、本会議における秘密会の議決のように特別多数議決を必要としません。

(出席説明の要求)

第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

【解説】

- 本条自体は手続き規定であって、法第121条（長及び委員長等の出席義務）に基づく本会議への出席義務と異なり、執行機関が出席要求を受けても出席の義務を負うものではありません。

【参考】地方自治法

- 第二百一十一条 普通地方公共団体の長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。ただし、出席すべき日時に議場に出席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を議長に届け出たときは、この限りでない。
- ② 第二百二条の二第一項の議会の議長は、前項本文の規定により議場への出席を求めるに当たっては、普通地方公共団体の執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

(秩序保持に関する措置)

第21条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

【解説】

○第1項にいう法律の例としては、法第132条（品位の保持）などがあります。

【参考】地方自治法

第一百三十二条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

(公聴会開催の手続)

第22条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見をきこうとする案件その他必要な事項を公示する。

【解説】会議規則第77条の逐条解説を参照

○公聴会の案件は、法第109条第5項で準用する法第115条の2によると「予算その他重要な議案、陳情等について」と規定されているだけで他に別段の制限はないが、一般に付託案件について行われるのが例です。

○公示は、公聴会で意見を述べようとする者の申し出を募るために行うものであり、申し出に必要な時間的余裕を持って行うよう配慮が必要です。

【参考】地方自治法

第九条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

②～④ 略

⑤ 第百十五条の二の規定は、委員会について準用する。

⑥～⑨ 略

第百十五条の二 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

- ② 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

(意見を述べようとする者の申出)

第23条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第24条 公聴会において意見をきこうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第25条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見をきこうとする案件の範囲をこえてはならない。

3 公述人の発言がその範囲をこえ、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

#### 【解説】

- 公聴会は委員会の特別な審査形態ですが、委員会の議事運営は通常と変わるところはありません。
- 公聴会は、公述人の意見を聴き、審査の参考にして適切な判断を下すために開催されるものです。
- 公聴会においては委員長の議事整理権及び秩序保持権が働くので、公述人もこれに従わなければならない。

(委員と公述人の質疑)

第26条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

【解説】

- 公述人に対する質疑は、述べられた意見に対しての疑問について聞く場合です。
- 公述人が委員に対して質疑をすることを禁じているのは、公聴会の目的が、広く意見を募り、より適切な判断を下すための参考として聴くためにあり、委員と公述人が質疑を交わすものではないからです。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

【解説】

- 原則的に代理人又は文書で意見を提示することはできませんが、公述人が病気その他の正当な理由により出席することができない場合などは、委員会の許可のうえ代理人の公述などによることができます。

(参考人)

第28条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第25条(公述人の発言)、第26条(委員と公述人の質疑)及び第27条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

【解説】 会議規則第83条の逐条解説を参照

- 委員会が所管事務の調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができます。(法第109条第5項)。
- 参考人の運営上の手続きとしては、公述人の諸規定を準用しています。

(記録)

第29条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長が保管する。

【解説】 会議規則第87条の逐条解説を参照

○委員会記録は、委員会の会議状況を表し有力な証拠資料となる公的な記録です。

○将来的に電磁的記録による場合も対応できるよう、第2項に規定しています。

(会議規則への委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

【解説】

○法第120条(会議規則)の規定により、和泉市議会会議規則(昭和31年和泉市議会規則第2号)を定めています。

参考文献

地方議会運営事典. 第2次改訂版. ぎょうせい, 2022

最新 会議規則 委員会条例 傍聴規則 逐条解説. 増補版. ぎょうせい, 1990